

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 110 号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

北海道公立大学法人札幌医科大学

理 事 長 山 下 敏 彦

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

内視鏡室用内視鏡システム賃貸借契約 一式

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

当該契約は、契約期間満了後においても予算の範囲内で 1 年間を限度として契約期間を更新する
場合がある。また、予算の範囲内において、当該契約内容を変更することがある。

(4) 納入場所

札幌医科大学附属病院地下 1 階内視鏡室

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 8 年度北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 109 号に規定する内視鏡室用内視鏡システム賃
貸借契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌医科大学附属病院医事課業務係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南 1 条西 1 6 丁目 札幌医科大学附属病院 地下 1 階 組合会議室

(2) 入札日時 令和 8 年 8 月 27 日（木） 午前 10 時 30 分

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれ
があると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると
認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3 に同じ。

(2) 交付方法 (1) の場所で交付する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（平成 19 年 4 月 1 日規程第 46 号。以下「契約
事務取扱規則」という。）第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を
もって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、契約事務取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（月額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院 医事課業務係

イ 所在地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目

電話番号 011-611-2111 内線 31170 番

(4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。